

第11回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年5月25日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百 々 英 夫

2番 小 田 原 憲 一

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嵯 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供につ
いて

日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

- 日程第 1 2 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 日程第 1 5 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第11回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名の出席であります。
よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。第11回の総会ということで、全員の御出席をいただき大変ありがとうございます。

先日の22日開催のJA総会には、私の代理で白川職務代理に出席いただきました。ありがとうございました。また、5月15日には根釧女性農業委員の研修会が本町で開催されましたが、本委員会からは新井委員と堀金委員が出席されました。意見交換会の中で、根釧女性農業委員のネットワークを設立してはどうかというお話がありまして、現在、設立に向けての準備が進められており、早ければこの秋にも設立される予定になっておりますので、今後の活動に期待をしたいと思います。

さらに、6月22日には札幌市で北海道農業者年金協議会総会が開催されますが、皆さんの努力もありまして、26年度は女性の農業者が10名加入し、全国8位ということで総会の中で表彰されることになっております。今後も加入促進にむけて皆さんの協力をお願いするところでございます。

また、6月9日には浜中町農業者年金協議会主催のパークゴルフ大会を開催いたします。既に皆様方に御案内をしておりますけれども、多数の参加、御協力をお願いしたいと思っております。

それから、6月の総会からはクールビズということで、ノーネクタイの対応にしたいと思いますので、その点につきましてもよろしく願いいたします。

なお、総会終了後、農業・農村活性化検討特別委員会が開催される予定になっておりますので、委員の皆様方のスムーズな審議をお願い申し上げまして、開催に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は、大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番橋場委員、8番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
9 番松家委員。

松 家 委 員 5 月 1 5 日の女性農業委員の研修会ですが、出席者は何名でしたか。

農 政 係 長 女性農業委員は鉦根合わせて 1 1 名おりますが、全員の方が出席いたしました。
他に各市町村の事務局職員、鉦路農委連、根室農委連の職員を合わせて全部で 2 7 名の出席がありました。農業委員の内訳は鉦路管内が 8 名、根室管内が 3 名で、女性農業委員のいる町村は浜中町、厚岸町、鉦路町、標茶町、白糠町、根室市、中標津町でございます。

議 長 他にありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第

3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は、3件の届出であります。整理番号1の届出人は、浜中町姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に整理番号2の届出人は、浜中町円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書6ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に整理番号3の届出人は、浜中町円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。今回の届出により取得した農地は合計〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書6ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(質疑なしの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、報告第1号を整理番号順に採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号3を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。</p>
事 務 局 長	<p>日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>報告第2号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p>

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告ではありますが、整理番号1は、西円朱別西22線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで売買による所有権移転の申出があったもので、対象地は西円朱別西22線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡でございます。

権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方より了承を得ることができました。土地の対価等、詳細につきましては、議案書8ページ、9ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2は、鉏路町曙3の〇の〇〇、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで売買による所有権移転の申出があったもので、対象地は茶内西9線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。

権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇〇日に、白川代理、穴吹委員、橋場委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方より了承を得ることができました。土地の対価等、詳細につきましては、議案書10ページ、11ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、整理番号3は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇 〇氏より〇月〇〇日付けで賃貸借による利用権設定の申出があったもので、対象地は円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡でございます。

権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町の標準価格である1ヘクタールあたりの農地Aから農地Eの単価を基準として適用したほか、それぞれの土地の利用状況等を勘案し、評価の決定を行い、双方への説明により了承を得ることができました。賃貸借期間については〇〇年間とし、代金の支払いは毎年〇〇月〇〇日までに本人の指定口座に振り込むこと

で合意し、調整を成立させております。土地の賃借料等、詳細につきましては、議案書12ページ、13ページ及び議案関係資料5ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調整委員の方々、何かありませんか。

各調整委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これから、報告第2号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくようお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、報告第2号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、報告第2号を整理番号順に採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号3を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)</p>
議長	<p>日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、「農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされています。</p>

本案は6件の願い出であります、いずれも太陽光発電装置設置に伴う現況地目の確認であります。

まず、浜農委27-6号の願い出人は、浜中東4線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は浜中東4線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、永洞委員、谷口委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している未利用地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-7号の願い出人は、熊牛基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は熊牛基線〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、穴吹委員、永洞委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地として利用している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-8号の願い出人は、茶内西6線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西6線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、穴吹委員、永洞委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び原野化している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-9号の願い出人は、茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西8線〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、穴吹委員、永洞委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は資材置き場として利用している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-10号の願い出人は、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西13線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、穴吹委員、永洞委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地として利用している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-11号の願い出人は、茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西14線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、現地調査につきましては、白川代理、穴吹委員、永洞委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地として利用している土地であり、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けま す。調査委員の方々、何かありませんか。 10番白川英之委員。
白川(英)委員	今回の現況証明願ですけれども、いずれも太陽光発電装置の設置に伴う現況証 明ということで、御覧のとおり、かなり面積を広く現況証明を出しております。 これは相当前から施設用地として使われていたり、未利用地や資材置き場等にな っているところを本人と話し合いの末、その現状に合わせるという形で広めに証 明を出しておりますので、その辺を御理解願いたいと思います。 以上です。
議長	他にありませんか。
各調査委員	(なしの声)
議長	ないようなので、これから、議案第1号の質疑を受付番号順に行います。まず、 浜農委27-6号の質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委27-7号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委27-8号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委27-9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 27-10 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委 27-11 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 1 号を受付番号順に採決いたします。
お諮りします。
浜農委 27-6 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-6 号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-7 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-7 号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-8 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委 27-8号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-9号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-10号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-10号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-11号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-11号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設
定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け
なければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件、賃貸借による権利の設定2件、使用貸借
による権利の設定3件の合計6件の許可申請であります。整理番号1の売主は、
浜中東4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は、熊牛東3線〇〇〇番ほか〇筆、

面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を、熊牛東5線〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転をしようとするものであります。

次に、整理番号2の貸主は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は、円朱別西4線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を、円朱別西3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号3の貸主は、熊牛東5線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は、熊牛基線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号4の貸主は、茶内西16線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は、茶内西14線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号5の貸主は、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は、茶内西13線〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号6の貸主は、浜中西2線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は、浜中基線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。まず、整理番号1, 3, 6について、3番永洞委員、お願いします。

永洞委員

(補足説明あるも省略)

議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号2について、10番白川英之委員、お願いします。
白川(英)委員	(補足説明あるも省略)
議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号4と5について、4番穴吹委員、お願いします。
穴 吹 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	ありがとうございました。 それでは、これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第2号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号農地法52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされており。

平成21年12月に改正された農地法の一部を改正する法律の施行により、従来の標準小作料制度が廃止され、これに代わり同年12月21日付け農林水産省より通知された「農地法の運用について」の第4の(1)では、「農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされ、算出した賃借料については、農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体などで広く提供することとされていることから、この度、賃借料情報の提供について、御提案した次第でございます。

別紙の標準賃借料につきましては、平成26年1月から12月までに、浜中町で締結された農地法第3条及び農用地利用集積計画書による農地の賃貸借契約の賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出したものでありますが、

る〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に整理番号2の権利を移転する者は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は円朱別西7線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に整理番号3の権利を設定する者は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものであります。

次に整理番号4の所有権を有する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西15線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

次に整理番号5の所有権を有する者は、茶内西15線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西16線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西16線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1と3で〇〇〇〇〇、整理番号2で〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、その関係上、順番を変えて質疑を行いたいと思います。

まず先に、整理番号1と3の質疑を行いますので、〇〇〇〇委員と私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進め

ますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
まず先に、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1と3を採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

引き続き、会議を行います。
次に、整理番号2の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会

議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4と5を採決いたします。

お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては1件の買入協議であります。整理番号1は、西円朱別西22線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇月〇〇日付けで所有権移転の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)</p>
職務代理	<p>それでは、引き続き、会議を行います。</p> <p>これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)</p>
議長	<p>日程第13 議案第6号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、日程第14 議案第7号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して議題といたします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第6号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第7号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討については、関連がございますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。</p> <p>平成21年1月23日付け20経営第5791号による「農業委員会の適正な</p>

事務実施について」では、「農業委員会は、活動の点検・評価とその達成に向けた活動計画の検討を毎年1月から2月にかけて行い、その検討結果を踏まえ3月末までにホームページ等に公表し、地域の農業者から意見聴取を行い、さらに意見・要望があった場合にはそれを補正の上、最終決定したものを市町村のホームページ等で公表する。」とされています。

この度の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は、本年3月の総会でその内容を審議していただき、4月15日から今月15日までホームページ上で公表し、地域の農業者に対し意見・要望等の募集を行ってまいりました。意見があった場合には、それを踏まえ補正した上で最終決定する予定でありましたが、今回農業者からの意見・要望等がなかったため、3月の総会で提案した内容を最終的な案として決定するため提案しているものでございます。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、6月26日、金曜日、午前10時開催を提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月26日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第11回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

8番 嗟峨 弘巳

農地法第3条調査書

調査日：平成27年5月15日

第11回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (所有権)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年5月15日

第11回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	白川英之委員				
	判断理由				該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年5月15日

第11回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 27 年 5 月 15 日

第 11 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 4 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	橋 場 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 27 年 5 月 15 日

第 11 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 5 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	穴 吹 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	<p>申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年5月15日

第11回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号6 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			す ず	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			す ず	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			す ず	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			す ず	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			す ず	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○)○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○○○ 土地所有者：○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号5 (利用権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	権利者：○○○○○ 土地所有者：○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—